

賑わいあるまちづくりの推進

< 目 次 >

1	魅力と活力	
	(1) 地域の活力を生み出すまちづくり	1
	(2) 地域の魅力を活用したまちづくり	8
2	安全・安心	
	(1) 安全に暮らせるまちづくり	12
	(2) 安心して暮らせるまちづくり	15
	(3) 適切な県営住宅整備・管理の推進	17
3	環境との共生	
	(1) 自然環境と調和するまちづくり	19
4	自立と連携	
	(1) 交流と連携によるまちづくり	22
	(2) 地域の自立に向けたまちづくりへの支援	24

賑わいあるまちづくりの推進

豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向け、時代のニーズに柔軟に対応し、地域資源を活かしたまちづくりや住民主体の地域活性化に取り組む。加えて、コロナを機に、都市の過密という問題が顕在化し、働き方や住まい方などが変化している状況を踏まえ、東京など大都市への一極集中型社会を見直し、地方への流れを加速させることにより、ポストコロナ社会を先導する賑わいあるまちづくりを推進する。

1 魅力と活力（7,233百万円）

(1) 地域の活力を生み出すまちづくり（7,018百万円）

① 新まちづくり基本方針の改定（9,933千円）

人口減少・偏在化等やコロナ禍をはじめとする社会経済情勢等が大きく変化する中、兵庫県の新しいまちづくりの方向性を示すため、まちづくり基本方針を改定

② 都市計画区域マスタープランに基づく都市づくりの推進

都市計画区域マスタープランに基づき、安全・安心な都市空間の創出、地域主導による都市づくり、持続可能な都市構造の形成に向けた都市づくりを推進

③ 市街地再開発事業の推進（2,438,114千円）

既成市街地の健全なまちづくりを図るため、都市計画法及び都市再開発法に基づく土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を推進

④ 土地区画整理事業の推進（734,000千円）

都市における防災性の向上、生活環境の改善及び良好な宅地の供給を図るため、都市基盤整備を推進

⑤ 密集市街地対策の推進

密集市街地の解消を図るため、建築基準法等の緩和規定を活用して建替等を誘導する「兵庫県密集市街地整備マニュアル」をもとに、市町と連携して取組を推進

⑥ 大規模集客施設の適正な立地（693千円）

「大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（大規模集客施設条例）」及び「大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラム」を運用し、都市機能に影響を及ぼす大規模集客施設を適正に立地誘導・抑制

⑦ 三宮駅周辺の再整備の推進

兵庫の玄関口にふさわしい国際競争力のある魅力的な街となるよう、神戸三宮「えき～まち空間」基本計画及び「新たな中・長距離バスターミナルの整備に向けた雲井通5・6丁目再整備基本計画」の早期実現を目指し、神戸市と連携し再整備を推進

また、三宮駅周辺・臨海地域において指定されている都市再生緊急整備地域の拡大に向けて神戸市と連携していく。

⑧ 県庁舎等再整備の推進【企画県民部】

耐震性能が不足し、老朽化している県庁舎について、耐震安全性を確保するとともに、県政の中核拠点にふさわしい庁舎として建替整備を推進

⑨ 但馬地域における専門職大学の開学【企画県民部】（968,831千円）

舞台芸術の学修で得た能力を基礎として、地域と協働し、兵庫県、但馬地域の多彩な地域資源を活かし、芸術文化と観光の双方の視点を持って地域の活力を創出する専門職業人を育成するため、但馬地域に新たな専門職大学を開学

- 大学名称 芸術文化観光専門職大学
- 設置場所 豊岡市山王町
- 延床面積 大学学舎教育研究棟 8,486 m²、実習棟 3,447 m²、学生寮 3,480 m²
- 開学時期 令和3年4月
- 学部学科 芸術文化・観光学部 芸術文化・観光学科
- 学生定員 入学定員 80人（収容定員 320人）



完成イメージ図

⑩ まちの魅力向上や賑わいの創出による住宅用地等の分譲【企業庁】（1,592,539千円）

まちの魅力の一層の向上や賑わいの創出に取り組み、イベント等でのPR、民間事業者のノウハウ等を活かした分譲を促進

ア 播磨科学公園都市

- 人と自然と科学が調和する魅力あるまちづくり
 - ・ 交通結節点となるバスターミナルの活用促進
 - ・ 新たなモビリティサービスの導入に向け、MaaS連携を想定した自動運転等の実証実験を実施
- ドローン活用による新たなサービス実装に向けた取組を促進
- 住宅用地の分譲の推進(宅地分譲PR)
 - ・ 分譲中住宅 14戸（令和3年1月現在）

イ 潮芦屋

- 平成30年台風第21号災害を踏まえたマリーナ護岸嵩上げ工事の実施
- 芦屋市と連携した住宅用地等の分譲の推進

ウ 神戸三田国際公園都市

- 住宅用地の分譲の推進（宅地分譲PR）
 - ・ 分譲中住宅 45戸（令和3年1月現在）

⑪ 県立総合衛生学院の移転建替整備【健康福祉部】（759,213千円）

総合衛生学院の移転建替にあわせて大学を誘致し、学院と合築することにより、人材養成の拠点施設として整備

○移転場所 長田区腕塚町5丁目（腕塚5第3工区）

○整備内容

構造・規模：地上9階建、鉄骨造、延床面積 12,121㎡

内容

区分	規模	内容
総合衛生学院 (1～4、9階)	5,314㎡	総合衛生学院（本校）と介護福祉学科を集約し、医療・介護の連携を推進 (ア 助産学科 イ 看護学科（2年課程定時制） ウ 歯科衛生学科 エ 介護福祉学科)
兵庫教育大学 (6～8階)	3,688㎡	現在展開している神戸ハーバーランドキャンパスを拡充し、働きながら学べる現職教員等の教育拠点として活用
兵庫県立大学 (5階)	1,243㎡	新長田副都心リカレント学習拠点として活用
計	10,245㎡	+（共用1,876㎡）＝合計12,121㎡

○総事業費 約60億円

○整備年度 令和2～5年度

○R3事業内容 実施設計、建築工事

○供用開始 令和5年9月（予定）

【位置図】



⑫ 商店街の活性化とまちの再整備の総合的な推進（211,697千円）

商店街と周辺住宅地を含むまちなか再生区域において、商店街の活性化をまちづくりの観点から捉え直し、商業者と地域住民等が主体となり実施する「商店街の活性化」と「まちの再整備」を総合的に支援

○ 商業者・地域住民等が策定するまちなか再生計画の概要

対象区域	まちなか再生区域 (商店街と周辺住宅地において、総合的にまちづくりを推進する区域)	
地区設定	商店街活性化地区	まち再生整備地区
	将来にわたり商業機能の維持・活性化を図り、効果的・重点的に商業振興を推進	まちなかにぎわいづくりに寄与する施設や良質な住宅の整備等を推進
実施事業	商店街活性化事業	まち再生整備事業

- まちなか再生区域
水道筋区域（神戸市灘区）、宵田・元町区域（豊岡市）、
伊丹サンロード区域（伊丹市）、東山・ミナイチ区域（神戸市兵庫区）、
洲本外町区域（洲本市）、ono800 区域（小野市）、杭瀬区域（尼崎市）

ア まちなか再生協議会等の運営支援（16,000 千円）

商店街と周辺住宅地における総合的なまちづくりを推進するため、まちなか再生協議会（以下「協議会」という。）の設立、まちなか再生計画（以下「計画」という。）の策定、まちなか再生事業（以下「事業」という。）の検討・実施、居住者の住み替えや商業者の移転・誘致等を支援

- まちなか再生アドバイザーの派遣

対 象 者	協議会又は協議会の設立を目指す商店街や住民団体等
派 遣 費 用	上限 1,500 千円／年・箇所（最長 5 年） ※事業の実施に遅滞等が生じている場合は延長可能（最長 5 年（当初派遣から 10 年）。延長期間が別途決定）

- 協議会等の運営支援

対 象 者	協議会又は計画に位置付けた事業を実施するまちづくり会社等
対 象 経 費	計画策定費、事務所借上費、会場使用料、広報紙作成費 先進地視察経費 等
補 助 対 象 額	上限 3,000 千円／年・箇所（最長 5 年）（県 1/2、市町 1/2） ※事業の実施に遅滞等が生じている場合は延長可能（最長 5 年（当初支援から 10 年）。補助率は、6～8 年目：1/3、市町・協議会 2/3。9・10 年目：県 1/6、市町・協議会 5/6。補助額、延長期間は別途決定）

イ 小規模再開発の支援（176,745 千円）

まちなか再生計画の区域内で実施される共同住宅やにぎわい再生につながる施設の導入を支援

対 象 経 費	調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費 等
負 担 割 合	国 1/3、県 1/6、市町 1/6、事業者等 1/3 等

ウ 商店街再編事業【産業労働部】（17,052 千円）

まちなか再生計画に基づく商店街再編について支援

（まちなか再生計画区域外からの新規出店も対象に含む）

事 業	店舗再編促進事業	再編店舗開業支援事業		再編店舗円滑化事業
		（誘致支援）	（開業支援）	
概 要	再編対象の店舗移転を支援	複数店舗誘致するためのコンサルタントへの委託経費を支援	店舗の移転開店に伴う内装工事費等を支援	店舗の移転開店に伴う家賃を支援
補助対象	再編対象店舗を移転、開業する者	再生協議会、まちづくり会社等	再編対象店舗を移転、開業する者	再編対象店舗を移転、開業する者
対象経費	移転費用	コンサルタント委託費	内装工事費等	店舗賃借料

負担割合	県 1/3、市町 1/3 事業者 1/3	県 2/3、事業者 1/3		実家賃の 1/2
補助限度額	200 千円	3,000 千円	4,000 千円	入居面積 (㎡) × 1,000 ~ 200 (円 / ㎡・月) に基づき算 出された額を上限
補助件数	2 件	1 件	2 件	8 件 (新規 2 件、継続 6 件)
予算額	400 千円	3,000 千円	8,000 千円	5,652 千円

エ 商店街シンボル建築物再生支援事業 (1,000 千円)

まちの歴史や文化を物語るシンボリックな建築物を修理・改修し、利活用する取組を支援

対象経費	設計費、改修工事費
補助基本額	設計費: 3,000 千円、改修工事費: 30,000 千円 (当初予算は設計費のみ)
負担割合	県 1/3、市町 1/3、事業者 1/3

オ まちなか再生会議の運営 (900 千円)

各まちなか再生協議会、市町、商工会・商工会議所等からなる「まちなか再生会議」を運営し、情報共有、意見交換、研修等を実施

⑬ **地域商業の再生・活性化【産業労働部】 (241,962 千円)**

商店街とまちの再生に向け、地域の賑わい創出、買い物利便性向上の取組、次代の担い手創出、空き店舗対策など商店街の主体的な取組を支援

ア 商店街ファンづくり応援事業 (40,000 千円)

商店街に継続的な賑わいをもたらすため、商店街等が行う地域性、独自性をもったイベントなどを支援

○対象者 商店街・小売市場

○対象事業 地域資源を活用したオリジナル商品の開発、商店街の知名度向上企画、商店街地域の特性を活用したイベント、シンボルマスコットの製作、SNS やネット中継 等

○補助率 対象経費の額に応じた定額

○補助額

対象経費	補助額	補助件数
1,500 千円以上	@400 千円	40 団体
1,000~1,500 千円未満	@300 千円	40 団体
500~1,000 千円未満	@200 千円	40 団体
500 千円未満	@100 千円	40 団体

※ただし、500 千円未満は対象経費の 1/4 を超えない額とする

イ 商店街外国人誘客促進 (6,000 千円)

商店街の外国人旅行者の来街を促進するため、訪日前旅行者への情報発信、外国人対応カウンターの整備、コロナ禍における外国人観光客接客マニュアル・商店街マップの作成等を支援

ウ 商店街・小売市場共同施設建設費の支援（72,000千円）

コロナ禍でも来街しやすい環境づくりのため、アーケード等の設置・改修を支援

エ 新規出店・開業への支援（26,102千円）

商店街の空き店舗を活用した新規出店を支援

- 対象経費 店舗改修費、店舗賃借料
- 補助率 1/3
- 補助限度額 初年度1,500千円、2年目500千円、3年目500千円

オ 商店街空き店舗再生支援の実施（17,600千円）

商店街にとって望ましい業種構成の実現や個性的な店舗出店による新たな客層の来街促進を図るため、商店街等が主導する出店誘致の取組を支援

- 店舗併用住宅における円滑な貸出の促進
- 信用力の高い市町が店舗を定期賃借しサブリースする取組を支援
- 店舗を貸出す場合の住居の改修工事費、居住者の引越料を支援

カ 商店街コミュニティ機能強化応援事業（26,750千円）

子育て世代への支援を充実し、地域課題に応じた商店街のコミュニティ機能を強化する取組を支援

- 対象者 商店街・小売市場、商工会・商工会議所 等
- 対象事業 子育て支援など地域課題に対応した地域コミュニティ機能強化を図る活性化事業
- 補助率 (子育て支援事業)
 - ・施設整備費 10/10 (定額) ※1年目のみ
 - ・賃借料 10/10 (定額)
 - ・活動費 1/2(その他事業)
 - ・賃借料 1/2
 - ・活動費 1/2
- 補助限度額 5,000千円
- 補助期間 最長3年
- 補助件数 新規5件、継続3件

キ 空き店舗を活用した障害者地域交流促進事業（11,000千円）

空き店舗を活用した障害福祉サービス事業所や障害者による地域活性化事業を支援

- 対象者 障害者福祉サービス事業所、障害福祉活動団体 等
- 補助率 施設整備費：定額 賃借料：定額 (1/2相当)
- 補助限度額 1年目：2,000千円 2年目：500千円 3年目：500千円

ク 商店街健康づくり支援事業（10,500千円）

空き店舗等を活用した健康づくり環境の整備を支援

- 対象者 商店街・小売市場、商工会・商工会議所 等
※スポーツ施設を運営する者へのサブリースを含む
- 補助率 県1/2
- 補助限度額 1年目：3,500千円 2年目：750千円 3年目：750千円

ケ 商店街事業承継支援事業の実施（11,600千円）

商店街の店舗が、商店街の活性化プランに基づいて進める街づくりに合致する事業承継を支援

コ 商店街次代の担い手支援（2,410千円）

商店街全体の魅力向上、にぎわいの創出につなげるため、やる気のある若手商業者やベテラン商業者を加えたグループによる商店街の課題解決に向けた新たな取組を支援

- 対象者 商店街の若手商業者グループ
若手商業者とベテラン商業者によって構成されたグループ
- 補助額 300千円（定額）
- 補助期間 最長2年

サ 商店街買い物アシスト事業（18,000千円）

買い物弱者対策と新規顧客の獲得による商店街の活性化を図るため、ECサイトを活用した共同宅配、移動販売、ご用聞き・共同宅配、買い物送迎車の運行、商店街の買い物サポートを支援

- 対象者 商店街・小売市場、商工会・商工会議所、商業者グループ
- 対象事業 ①ECサイト・共同宅配、②ご用聞き・共同宅配、
③移動販売、④買い物送迎車の運行、
⑤高齢者等の買い物同行支援
- 補助率 1～3年目 1／2、4・5年目 1／3
- 補助限度額 3,000千円
- 補助期間 最長5年（単独実施）

※複数実施の場合は2,400千円加算

ただし、ECサイト・共同宅配にご用聞き・共同宅配を追加する場合は600千円。（補助限度額6,000千円）

⑭ 六甲山遊休施設の利活用等への支援（53,500千円）

観光客の利便性の向上や自然公園としての魅力向上など六甲山の賑わいづくりに資する事業を対象に、改修・建替、新設費用の一部を助成

- 対象施設 改修・建替： 六甲山上に所在し、ホテル、ゲストハウス、工房、レストラン、オフィス等として新たに利活用する遊休施設（神戸市内に所在するものに限る）
- 新 設： 六甲山上の賑わい創出に資する施設（神戸市内に所在するものに限る）

区 分	改修支援		建替支援	新設支援
	一般改修	耐震改修		
補 助 率	2/3 (国3/9、県1/9、市2/9) 以内			2/3(県2/9、市4/9)以内
拡 補助限度額	22,000千円	5,000千円	60,000千円	60,000千円
【R2予算】	【22,000千円】	【5,000千円】	【30,000千円】	【30,000千円】

※神戸市が実施する当該補助事業について、市に対し負担額の 1/3 を補助

⑮ **新**災害リスクを踏まえた特別指定区域内の安全基準モデル調査の実施（7,545千円）

都市計画法の改正により、令和4年4月から原則として特別指定区域等から土砂災害警戒区域や浸水想定区域等のいわゆる「災害ハザードエリア」を除外しなければならないことを踏まえ、既指定の特別指定区域における建築物の立地に際する安全対策やそれに要する費用、土地利用や地域経済活動への影響等について調査・分析し、その成果を踏まえ、既指定区域から災害ハザードエリアを除外しないための代替措置となる建築物の立地等に際する安全基準を策定

(2) 地域の魅力を活用したまちづくり（215百万円）

① **新**ふるさと景観の発掘（1,240千円）

景観形成地区や景観形成重要建造物等の優れた景観のほかに、日常に隠れた何気ない景観や地域の特異な景観等、普段見過ごされがちなるふるさと景観について、その価値を再認識し誇りを喚起させるための制度を創設

- ふるさと景観遺産認定制度の創設
- ふるさと景観遺産の発掘

② ひょうごの景観ビューポイント150選の周知（623千円）

H31年2月に選定した兵庫の素晴らしい景観を見ることが出来る絶好の場所「ひょうごの景観ビューポイント150選」を、次代を担う若い世代へ更に周知するとともに、子供達の居住地域への愛着心を培うため、小中学生を対象にした出前講座の実施

- 対象 県内公立小中学校（1校／県民局）
- 内容 ひょうごの景観ビューポイント150選の説明、
SNSを活用した情報発信の紹介、SNS活用のきっかけづくり

③ 景観形成重要建造物等の指定（816千円）

優れた景観の保全を図るため、地域の景観の形成に重要な役割を果たしている建造物又は樹木を「景観形成重要建造物等」として指定

④ 空き家対策の総合的推進（161,730千円）

ア **新**空き家活用推進検討会議の開催（500千円）

空き家の利活用をより一層推進していくため、市町、学識経験者及び事業者等で構成する検討会議を開催し、地域（都市部、郊外住宅地、地方都市、多自然地域）ごとの課題の抽出及び施策の方向性を検証し、効果的な方策を検討する。

- 構成員 県、市町、学識経験者、弁護士、まちづくり及び不動産業界に精通する者等
- 回数 5回

イ 拡空き家活用支援事業の推進（135,810千円）

一戸建ての住宅の空き家や共同住宅の空き住戸を住宅、事業所又は地域交流拠点として活用する者等に対し、その改修に要する費用の一部を支援

[事業内容]

対象区域	政令・中核市を除く市町の区域 ^{※1}
対象住宅	一戸建ての空き家・共同住宅等の空き住戸 ^{※2} (不動産業者が関与するこれらの空き家も対象)
対象経費	空き家を活用するため、機能回復又は設備改善に必要な工事に要する費用

※1 姫路市の旧香寺町・安富町・夢前町・家島町の区域及び県が実施する「商店街の活性化とまちの再整備によるにぎわいのまちづくり事業」におけるまちなか再生区域は対象

※2 ①空き家期間6か月以上、②築20年以上、③水回り設備が10年以上更新されていないこと、④改修後において一定の耐震性能を有するもの等が条件

種別	区域 ^{※3}	概ねの負担割合(想定 ^{※4})			県補助金額(単位：千円) 【事業費 ^{※5} に応じ定額】		
		県	市町	申請者	戸建て住宅	共同住宅	
住宅型	一般世帯タイプ	市街化区域	1/4	1/4	1/2	300 ～ 750	300 ～ 500
		その他	1/3	1/3	1/3	400 ～1,000	400 ～ 650
	若年・子育て世帯 ^{※6} タイプ	市街化区域	1/3	1/3	1/3	400 ～1,000	400 ～ 650
		その他	1/2	1/4	1/4	600 ～1,500	600 ～1,000
	新UJITターン世帯タイプ [°]	市街化区域	1/3	1/3	1/3	400 ～1,000	400 ～ 650
		その他	1/2	1/4	1/4	600 ～1,500	600 ～1,000
	新学生シェアハウスタイプ [°]	市街化区域	1/3	1/3	1/3	400 ～1,350	400 ～1,000
		その他	1/2	1/4	1/4	600 ～2,000	600 ～1,500
事業所型	一般タイプ [°]	市街化区域	1/4	1/4	1/2	450 ～1,100	450 ～ 850
		その他	1/3	1/3	1/3	600 ～1,500	600 ～1,150
		明舞団地	1/2	—	1/2	850 ～2,250	850 ～1,750
	新UJITターンタイプ [°]	市街化区域	1/3	1/3	1/3	600 ～1,500	600 ～1,150
		その他	1/2	1/4	1/4	850 ～2,250	850 ～1,750
		明舞団地	2/3	—	1/3	1,150～3,000	1,150～2,350
地域交流拠点型 (ワーケーション施設も含む)	市街化区域	1/4	1/4	1/2	350 ～2,500	500 ～1,750	
	その他	1/2	1/4	1/4	750 ～5,000	1,000～3,500	
	明舞団地	1/2	—	1/2	750 ～5,000	1,000～3,500	

※3 「市街化区域」は市町随伴必須、「その他」は市町随伴期待

※4 市町負担について、随伴期待分は想定される市町負担割合

※5 補助対象事業費が住宅型及び地域交流拠点型にあつては1,000千円未満、事業所型にあつては1,500千円未満の場合は対象外

※6 若年世帯：夫婦の満年齢の合計が80歳未満、子育て世帯：高校卒業までの子がいる世帯で、空き家の取得が要件

ウ 老朽空き家の除却支援の実施（15,420千円）

居住環境の整備や改善等を図るため、倒壊等により周辺に危険が及ぶ可能性がある「老朽危険空き家」の除却を支援

- ・ 補助対象 市町（市町が空き家所有者に対して実施する補助への支援）
- ・ 補助率等

対象要件	以下の全ての要件を満たす空き家 ① 国庫補助事業等を活用すること ② 倒壊等により周辺に危険が及ぶおそれがあり、市町が空き家等対策の推進に関する特別措置法や市町条例等に基づき、指導または助言等を行っていること																
対象経費	空き家の除却工事の実施に要する経費																
補助率	1/6（上限 333 千円）																
負担割合	補助対象経費：200 万円の場合 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">県</td> <td style="text-align: center;">市町</td> <td style="text-align: center;">所有者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1/3</td> <td style="text-align: center;">1/6</td> <td style="text-align: center;">1/6</td> <td style="text-align: center;">1/3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">666 千円</td> <td style="text-align: center;">333 千円</td> <td style="text-align: center;">333 千円</td> <td style="text-align: center;">668 千円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">——— 合計補助額：1,332 千円 ———</td> </tr> </table>	国	県	市町	所有者	1/3	1/6	1/6	1/3	666 千円	333 千円	333 千円	668 千円	——— 合計補助額：1,332 千円 ———			
国	県	市町	所有者														
1/3	1/6	1/6	1/3														
666 千円	333 千円	333 千円	668 千円														
——— 合計補助額：1,332 千円 ———																	
予定件数	60 件																

エ 空き床等活用支援事業【産業労働部】（10,000 千円）

閉鎖された事業用建物やオフィスの空き床への企業の入居を促進するため、空き床等の活用を支援

○ 空き事業用建物活用型

区分	大規模事業所	標準事業所
常用雇用者数要件	11人（促進地域※：6人）	6人（促進地域※：3人）
補助限度額 （県負担）1回限り	2,000千円	1,000千円
対象区域	県内全域	
対象施設	空き事業用建物（築20年以上、空室期間6ヶ月以上）	
対象経費	建物の改修費用	
補助率	1 / 2（県1/4,市町1/4）〈市町義務随伴〉	

○ 空きオフィス入居型

区分	大規模事業所	標準事業所
常用雇用者数要件	11人（促進地域※：6人）	6人（促進地域※：3人）
補助限度額 （県負担）入居から1年限り	2,000千円	1,000千円
対象区域	①都市再生緊急整備地域（三宮） ②市街地再開発地区（新長田駅南地区、豊岡駅前第1地区など）	
対象施設	空き事業用建物（空室期間6ヶ月以上）	
対象経費	建物の賃借料	
補助率	1 / 2（県1/4,市町1/4）〈市町義務随伴〉	

※促進地域：但馬地域、丹波地域、淡路地域、西脇市、多可町、神河町、赤穂市、宍粟市、たつの市（旧新宮町のみ）、上郡町、佐用町

⑤ 既存住宅の流通促進（5,243千円）

既存住宅の品質等への不安を払拭し、安全・安心で良質な既存住宅の流通を促進するため、インスペクション(建物状況調査)の実施を支援するとともに普及啓発活動を実施

○ インスペクション実施支援

対 象 者	ひょうごインスペクションを実施できる検査事業者等
対 象 経 費	ひょうご住まいづくり協議会が定める基準の検査に必要な費用
補 助 額	定額 25 千円/件
予 定 件 数	200 件

○ インスペクション普及活動の支援

県民等を対象としたセミナーの開催や啓発チラシの作成

⑥ 古民家再生促進支援事業（45,315千円）

既存ストックの有効活用、伝統的木造建築技術やまちなみ景観の維持・継承を図るため、古民家の再生を支援

○ 建物調査

専門家を派遣して古民家を調査し、修繕・再生の可能性について助言

○ 古民家再生提案

建物調査を行った古民家のうち、特に再生を推奨するものについて、専門家を派遣して再生提案を実施

○ フィジビリティ調査

持続的な施設運営に向け、経営コンサルタント等へ調整・評価を依頼する場合の費用を支援

○ 改修工事費助成

再生提案又は自主提案した古民家のうち、地域活動や交流・宿泊体験施設及び店舗など地域の賑わいや地域活性化に資する施設や歴史的景観形成地区等での賃貸住宅の改修に補助

・補助額（対象工事費の額に応じた下表の額で市町が補助する額を上限とする。）

[古民家]		(千円)
対象経費区分	補助額	
5,000～10,000	2,500	
10,000～15,000	4,000	
15,000～	5,000	

[歴史的建築物]		(千円)
対象経費区分	補助額	
5,000～10,000	2,500	
10,000～20,000	5,000	
20,000～30,000	8,500	
30,000～	10,000	

2 安全・安心（10,257百万円）

(1) 安全に暮らせるまちづくり（244百万円）

① 住宅の耐震化の促進（116,823千円）

ア 簡易耐震診断推進事業（21,261千円）

昭和56年5月以前着工の住宅の耐震性に対する県民の意識を高め、耐震化への動機付けを行うため、市町が実施する簡易耐震診断を支援

補助基本額	戸建住宅 31.5千円又は63.5千円、共同住宅 63.5～321千円/棟
負担割合	申請者負担1割、残りを国1/2、県1/4、市町1/4

イ **拡**ひょうご住まいの耐震化促進事業（94,562千円）

耐震性が低いと診断された昭和56年5月以前着工の住宅の耐震性を確保するため、耐震改修計画策定、改修工事等を実施する県民等を支援〔実施主体：市町〕

○ **拡**住宅耐震化補助（69,811千円）

区分	耐震改修計画策定費補助	耐震改修工事費補助																		
対象者	対象住宅の所有者	対象住宅を所有する県民で、所得が1,200万円以下の者（ 拡 マンションの場合はマンションの管理組合）																		
補助額	<p>戸建住宅 費用の2/3 (上限20万円)</p> <p>マンション* ※耐火建築物又は準耐火建築物で、延べ面積1,000㎡以上かつ地階を除く階数が3以上の共同住宅 費用の2/3(上限下表のとおり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>面積</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～1,000㎡以内</td> <td>2,400円/㎡</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡超～2,000㎡以内</td> <td>1,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>2,000㎡超</td> <td>700円/㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他共同住宅* ※戸建住宅及びマンション以外の住宅 費用の2/3 (上限12万円/戸)</p>	面積	補助額	0～1,000㎡以内	2,400円/㎡	1,000㎡超～2,000㎡以内	1,000円/㎡	2,000㎡超	700円/㎡	<p>戸建住宅 拡工事費の4/5(上限100万円/戸)</p> <p>マンション 工事費の1/2(上限25,100円/㎡)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延べ面積</th> <th>絶対限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000～5,000㎡以内</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡超～10,000㎡以内</td> <td>6,000万円</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡超～15,000㎡以内</td> <td>9,000万円</td> </tr> <tr> <td>15,000㎡超</td> <td>13,500万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他共同住宅 拡工事費の4/5(上限40万円/戸)</p>	延べ面積	絶対限度額	1,000～5,000㎡以内	3,000万円	5,000㎡超～10,000㎡以内	6,000万円	10,000㎡超～15,000㎡以内	9,000万円	15,000㎡超	13,500万円
面積	補助額																			
0～1,000㎡以内	2,400円/㎡																			
1,000㎡超～2,000㎡以内	1,000円/㎡																			
2,000㎡超	700円/㎡																			
延べ面積	絶対限度額																			
1,000～5,000㎡以内	3,000万円																			
5,000㎡超～10,000㎡以内	6,000万円																			
10,000㎡超～15,000㎡以内	9,000万円																			
15,000㎡超	13,500万円																			
負担割合	<p>戸建住宅、その他共同住宅 県1/2、市町1/2</p> <p>マンション 国77.5%(うち特別交付税措置相当額27.5%)、県11.25%、市町(特別交付税除く)11.25%</p>	<p>戸建住宅、その他共同住宅 国77.5%(うち特別交付税措置相当額27.5%)、県11.25%、市町(特別交付税除く)11.25%</p> <p>マンション 国51.66%(うち特別交付税措置相当額18.33%)、県24.17%、市町(特別交付税除く)24.17%</p>																		
予定戸数	731戸	437戸																		

○**拡**部分型耐震化補助（5,938千円）

区 分	簡易耐震改修 工事費補助	シェルター型 工事費補助	屋根軽量化 工事費補助										
対象住宅の評点	評点 0.7 未満	評点 1.0 未満	評点 0.7 以上 1.0 未満										
対 象 者	対象住宅を所有する県民で、所得が 1,200 万円以下の者（ 拡 マンションの場合はマンションの管理組合）												
補 助 額	戸建住宅 4/5（上限 50 万円/戸） マンション <table border="1"> <thead> <tr> <th>延べ面積</th> <th>絶対限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000～5,000 m²以内</td> <td>1,500 万円</td> </tr> <tr> <td>5,000 m²超～10,000 m²以内</td> <td>3,000 万円</td> </tr> <tr> <td>10,000 m²超～15,000 m²以内</td> <td>4,500 万円</td> </tr> <tr> <td>15,000 m²超</td> <td>6,750 万円</td> </tr> </tbody> </table> 1/2（上限 12,550 円/m ² ） 拡 その他共同住宅 4/5（上限 20 万円/戸）	延べ面積	絶対限度額	1,000～5,000 m ² 以内	1,500 万円	5,000 m ² 超～10,000 m ² 以内	3,000 万円	10,000 m ² 超～15,000 m ² 以内	4,500 万円	15,000 m ² 超	6,750 万円	定額 50 万円/戸	戸建住宅 定額 50 万円 マンション 1/2 （上限 12,550 円/m ² ） その他共同住宅 1/2（上限 20 万円/戸）
延べ面積	絶対限度額												
1,000～5,000 m ² 以内	1,500 万円												
5,000 m ² 超～10,000 m ² 以内	3,000 万円												
10,000 m ² 超～15,000 m ² 以内	4,500 万円												
15,000 m ² 超	6,750 万円												
負 担 割 合	戸建住宅、その他共同住宅 国 77.5%（うち特別交付 税措置相当額 27.5%）、 県 11.25%、市町（特別 交付税除く）11.25% マンション 国 1/2、県 1/4、市町 1/4	国 1/2、県 1/4、市町 1/4											
予 定 戸 数	75 戸												

○**拡**住宅建替補助（15,249千円）

対 象 者	対象住宅を所有する県民で、所得が1,200万円以下の者（ 新 マンションの場合はマンションの管理組合）												
補 助 額	戸建住宅 工事費の 4/5（上限 100 万円/戸） 新 マンション 工事費の 1/2（上限 25,100 円/m ² ） <table border="1"> <thead> <tr> <th>延べ面積</th> <th>絶対限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000～5,000 m²以内</td> <td>3,000 万円</td> </tr> <tr> <td>5,000 m²超～10,000 m²以内</td> <td>6,000 万円</td> </tr> <tr> <td>10,000 m²超～15,000 m²以内</td> <td>9,000 万円</td> </tr> <tr> <td>15,000 m²超</td> <td>13,500 万円</td> </tr> </tbody> </table> 新 その他共同住宅 工事費の4/5（上限40万円/戸）	延べ面積	絶対限度額	1,000～5,000 m ² 以内	3,000 万円	5,000 m ² 超～10,000 m ² 以内	6,000 万円	10,000 m ² 超～15,000 m ² 以内	9,000 万円	15,000 m ² 超	13,500 万円		
延べ面積	絶対限度額												
1,000～5,000 m ² 以内	3,000 万円												
5,000 m ² 超～10,000 m ² 以内	6,000 万円												
10,000 m ² 超～15,000 m ² 以内	9,000 万円												
15,000 m ² 超	13,500 万円												
負 担 割 合	戸建住宅、その他共同住宅 国 77.5%（うち特別交付税措置相当額 27.5%）、 県 11.25%、市町（特別交付税除く）11.25% マンション 国51.66%（うち特別交付税措置相当額18.33%）、県24.17%、 市町（特別交付税除く）24.17%												
予 定 戸 数	100 戸												

○ 意識啓発補助（3,564千円）

対象活動	出前講座、相談会、現地見学会の開催、耐震化イベント、広報の充実など市町が行う草の根的な意識啓発活動に要する費用
補助額	費用の11.25%（上限11.2万円/市町）

ウ 防災ベッド等設置助成事業（1,000千円）

耐震性が低いと診断された昭和56年5月以前着工の住宅において、大地震時に人命を守る防災ベッド等を設置する県民に対し助成〔実施主体：市町〕

対象者	対象住宅を所有する県民で、所得が1,200万円以下の者
補助額	10万円/台（定額）
負担割合	国1/2、県1/4、市町1/4
予定台数	40台

② 大規模多数利用建築物等の耐震化の促進（65,635千円）

法により耐震診断が義務付けられた民間の大規模多数利用建築物等（昭和56年5月以前着工）の耐震化を支援〔実施主体：市町〕

区分		大規模多数利用建築物等 耐震化助成事業	大規模避難施設※ 耐震化助成事業																				
規模・用途		物販店、旅館等 : 3階かつ5,000㎡以上 小・中学校 : 2階かつ3,000㎡以上 幼稚園、保育所 : 2階かつ1,500㎡以上 等																					
負担割合	補強設計	<table border="1"> <tr> <td>国①</td> <td>国②</td> <td>県</td> <td>市町</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>2/9</td> <td>2/9</td> <td>1/9</td> <td>1/9</td> <td>1/3</td> </tr> </table>	国①	国②	県	市町	事業者	2/9	2/9	1/9	1/9	1/3	<table border="1"> <tr> <td>国①</td> <td>国②</td> <td>県</td> <td>市町</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>1/6</td> <td>1/3</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> </tr> </table>	国①	国②	県	市町	事業者	1/6	1/3	1/6	1/6	1/6
	国①	国②	県	市町	事業者																		
2/9	2/9	1/9	1/9	1/3																			
国①	国②	県	市町	事業者																			
1/6	1/3	1/6	1/6	1/6																			
	補助対象 限度額	物販店、旅館等 12,590千円 小・中学校 9,440千円 幼稚園、保育所 7,070千円	補助対象面積×㎡単価（1,050円/㎡）+4,710千円																				
合計	改修工事	<table border="1"> <tr> <td>国①</td> <td>国②</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>21.8%</td> <td>11.5%</td> <td>55.2%</td> </tr> </table> <small>県 5.75% / 市町 5.75%</small>	国①	国②	事業者	21.8%	11.5%	55.2%	<table border="1"> <tr> <td>国②</td> <td>県</td> <td>市町</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>1/3</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> <td>4/15</td> </tr> </table> <small>国① 1/15</small>	国②	県	市町	事業者	1/3	1/6	1/6	4/15						
	国①	国②	事業者																				
21.8%	11.5%	55.2%																					
国②	県	市町	事業者																				
1/3	1/6	1/6	4/15																				
	補助対象 限度額	物販店、旅館等 384,000千円 小・中学校 230,000千円 幼稚園、保育所 115,000千円	補助対象面積×㎡単価（51,200円/㎡）																				
	予定棟数	改修工事2棟	補強設計1棟、改修工事3棟																				

※大規模避難施設：大規模多数利用建築物のうち、避難所としての活用が可能なホテル・旅館等で、県又は市町と協定を締結したもの

（注）国①は上乗せ補助（耐震対策緊急促進事業）、国②は通常補助（社会資本整備総合交付金）

③ 中規模多数利用建築物等の耐震化の促進（21,416千円）

民間の中規模多数利用建築物及び小規模多数利用建築物（いずれも昭和56年5月以前着工）の耐震化を支援〔実施主体：市町〕

ア 中規模・小規模多数利用建築物耐震診断助成事業

規模・用途	物販店、旅館等 : (中規模) 3階かつ2,000㎡以上/(小規模) 3階かつ1,000㎡以上 小・中学校 : (中規模) 2階かつ1,500㎡以上/(小規模) 2階かつ1,000㎡以上 幼稚園、保育所 : (中規模) 2階かつ750㎡以上/(小規模) 2階かつ500㎡以上 等
負担割合	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3
予定棟数	(中規模) 耐震診断6棟 / (小規模) 耐震診断7棟

イ 中規模避難施設耐震化助成事業

対象建築物	中規模多数利用建築物のうち、避難所としての活用が可能なホテル・旅館等で、県又は市町と協定を締結したもの
負担割合	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3
予定棟数	補強設計6棟、改修工事1棟

④ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進（25,318千円）

大規模災害時の緊急物資の輸送・避難路の確保を図るため、緊急輸送道路沿道の民間建築物（昭和56年5月以前着工）の耐震化を支援〔実施主体：市町〕

位置	兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送道路の沿道
規模	高さが前面道路幅員の1/2を超えるもの (前面道路幅員が12m以下の場合は高さ6mを超えるもの)
負担割合	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3
予定棟数	耐震診断6棟、補強設計2棟、改修工事1棟、建物除却1棟

⑤ **拡**住宅・建築物の土砂災害対策への支援（15,327千円）

災害危険区域、土砂災害特別警戒区域等の既存不適格住宅等の除却や移転及び土砂災害特別警戒区域内での防護壁の整備等を支援〔実施主体：市町〕

補助率	防護壁等整備支援：1/2（上限：住宅750千円（地形等により必要と認める場合は1,500千円）、ホテル・旅館4,500千円） 移転支援（除却）：2/3（上限1,333千円） 移転支援（建設・購入）：10/10（上限6,210千円）
負担割合(公費分)	国1/2、県1/4、市町1/4 地方単独上乗せ補助分：県1/2、市町1/2

(2) 安心して暮らせるまちづくり（811百万円）

① 兵庫県住生活基本計画の改定（6,584千円）

県民の住生活の安定の確保・向上の促進を図るため、国住生活基本計画の見直し内容を踏まえた調査及び検討を行い、県基本計画の改定を実施

○ 事業内容

- ・ 住生活基本計画、高齢者居住安定確保計画の改定
- ・ 住生活基本計画改定素案の検討
今後の住宅政策のあり方について調査・検討し、計画改定素案を作成
- ・ 高齢者居住安定確保計画改定素案の検討
住宅施策と福祉施策が連携した施策等の検討を行い、計画改定素案を作成

② **新**三世同居対応改修工事推進事業の実施（54,000千円）

家族の支え合いにより、在宅における子育てがしやすい環境を整備するため、三世同居の実現に資する改修工事を実施する者に対し、その改修に要する費用の一部を支援

区分	内容
対象者	三世同居対応改修工事を行う者 ※所得要件なし 〔子供の年齢要件〕 ・ 未就学児の扶養親族がいる者
対象工事	三世同居対応のための改修工事 〔キッチン、浴室（脱衣所含む）又はトイレを増設し、 改修後にこれらのうちいずれか2つ以上が複数となる工事〕

補助額	(千円)	
	(1)対象工事費	(2)県補助額
	1,000以上1,500未満	400
	1,500以上2,000未満	600
	2,000以上2,500未満	750
	2,500以上3,000未満	900
	3,000以上3,500未満	1,100
	3,500以上4,000未満	1,250
	4,000以上	1,350
予定件数	40件	

③ ユニバーサル社会づくり推進地区の整備（12,012千円）

ユニバーサル社会づくり推進地区におけるソフト・ハード両面からのまちづくりを支援

【支援内容】・推進地区指定等促進

- ・アドバイザー派遣
- ・プラン策定費助成
- ・推進地区PR案内板設置費補助
- ・推進地区協議会活動費助成
- ・ユニバーサルマップ活用事業費助成
- ・推進地区施設改修費等補助（通常型・大規模型）

④ 公共交通バリアフリー化の促進（360,211千円）

ア 鉄道駅舎エレベーター等設置費補助（232,101千円）

福祉のまちづくり基本方針での目標達成に向け、1日当たりの平均乗降客数が3千人以上に加え、3千人未満の駅舎についても、バリアフリー化を支援

- 整備予定 5駅（JR福崎駅、阪急春日野道駅、阪神大開駅、山陽東須磨駅、山陽中八木駅）

イ 鉄道駅舎ホームドア設置促進事業（105,312千円）

視覚障害者の駅ホームからの転落死亡事故等を踏まえ、鉄道駅舎のホームドア設置を支援

- 整備予定 4駅（JR三ノ宮駅、JR明石駅、JR西明石駅、阪神神戸三宮駅）

ウ ノンステップバス等購入補助（22,798千円）

高齢者、障害者、乳幼児連れの人等あらゆる人が乗り降りしやすいノンステップバス等の導入を支援

- 導入予定 34台

⑤ 人生いきいき住宅助成事業の実施（372,419千円）

長寿社会に対応した人にやさしい住まいづくりを推進するため、高齢者・障害者に配慮した既存住宅のバリアフリー改造を支援

- 予定件数 約2,300件
- 助成対象 住宅改造・一般型、特別型、増改築・一般型、特別型
共同住宅(分譲)共用型

⑥ **拡**不特定多数利用施設等のバリアフリー化推進事業（1,501千円）

多数の県民が利用する施設や商店街、障害者が働く事務所等について、障害者及び専門家がバリアフリーチェックと改善のアドバイスを実施（チェック&アドバイス）

- 内容 施設やまちの整備状況、管理運営内容を点検、助言
- 対象箇所
 - ・不特定多数が利用する施設（社会福祉施設、商業施設、公共交通機関等）
 - ・**新**駅前・商店街（乗り換え経路、商店街の通路、休憩スペース、多目的トイレ等）
 - ・**新**障害者が働く空間（障害者が働く店舗、事務所、工場等）
- 件数
 - ・不特定多数が利用する施設：20箇所
 - ・駅前・商店街：4箇所
 - ・障害者が働く働く空間：2箇所

⑦ **新**一般客室のバリアフリー化検討事業（453千円）

宿泊施設の一般客室について、関係者の意見も踏まえ、バリアフリー化整備基準等を定め、条例により義務化

- 内容
 - ・福祉のまちづくり有識者会議の開催（3回）
 - ・障害者団体、ホテル事業者等の関係団体へのヒアリング

⑧ 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居促進（3,710千円）

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、バリアフリー等の改修や低額所得者の家賃低廉化等に対して支援

- 補助対象 政令市・中核市を除く市町（市町が事業主体に対して実施する補助への支援）
- 補助率等

区分	改修工事費補助	家賃低廉化補助	家賃債務保証料低廉化補助
事業主体	登録住宅の賃貸人		居住支援法人又は国の登録を受けた家賃債務保証会社
対象経費	バリアフリー工事、間取り変更工事等	家賃低減に要した費用(管理開始後最大10年)	入居時の家賃債務保証料の低減経費
補助対象事業費	1,500千円/戸	40千円/月	60千円/戸
補助率(負担割合)	2/3(国1/3、県1/6、市町1/6)	10/10(国1/2、県1/4、市町1/4)	

(3) 適切な県営住宅整備・管理の推進（9,202百万円）

① ひょうご県営住宅整備・管理計画の推進

県営住宅の整備と管理に関する基本的方向や重点施策等を定めた「ひょうご県営住宅整備・管理計画（計画期間：平成28～令和7年度）」に基づき、適切な整備・管理を推進

② 県営住宅の効率的・効果的な整備（9,201,722千円）

県営住宅ストックの有効活用と居住水準の向上を図るため、建替や改修による耐震化・バリアフリー化を推進

- 建替事業 老朽度、耐震性等を考慮し優先度の高い団地から順次建替
- 改修事業 耐震改修工事、エレベーター設置等

③新**将来の県営住宅のあり方検討の実施**（500千円）

長期的な県営住宅の整備、管理、処分のあり方を検討するため、「将来の県営住宅のあり方検討小委員会」を設置

- 検討内容 将来的な管理戸数、県営住宅の配置の考え方、ストックの有効活用、余剰地の活用 等

3 環境との共生（2,535百万円）

（1）自然環境と調和するまちづくり（2,535百万円）

① 拡県民まちなみ緑化事業の推進（640,000千円）（県民緑税充当事業）

県民緑税(第4期)を活用し、住民団体等が実施する植樹や芝生化などの緑化活動に加え、校園庭の芝生化や都心緑化を支援。特に、県民の目に留まる駅前広場等において、市町が花壇整備を行い住民団体等が維持管理を行う「まちなか花壇」など、県民が緑の効果を実感できる公的空間でシンボル性の高い緑化を推進。

また、適正な緑地の整備、維持管理を図るため、緑のパトロール隊による巡回指導、花と緑の専門家による講習会、維持管理に関する実技ワークショップなどを実施。

- 対象地域 市街化区域及び緑条例のまちの区域等
(校園庭の芝生化は全県、都心緑化は人口集中地区内の駅周辺が対象)
- 事業概要

整備内容	実施主体	対象経費	補助率	最小面積 (人口集中地区の場合)	限度額
一般緑化	住民団体	緑化資材費 自主施工困難な施工費	10/10	30㎡	400万円
	個人・法人等	緑化資材費・施工費	1/2	100㎡ (30㎡)	250万円
まちなか花壇	住民団体	緑化資材費・施工費	10/10	30㎡	400万円
	市町	緑化基盤整備費	1/2		
校園庭の 芝生化	住民団体	緑化資材費 自主施工困難な施工費	10/10	30㎡	800万円
		初期施設等費用加算 (井戸)	—	—	60万円
		初期施設等費用加算 (ポップアップスプリンクラー)	—	—	140万円
	個人・法人等	緑化資材費・施工費	1/2	100㎡ (30㎡)	500万円
		初期施設等費用加算 (井戸)	—	—	30万円
		初期施設等費用加算 (ポップアップスプリンクラー)	—	—	70万円
ひろばの 芝生化	住民団体	緑化資材費 自主施工困難な施工費	10/10	30㎡	400万円
	個人・法人等	緑化資材費・施工費	1/2	100㎡ (30㎡)	250万円
駐車場の 芝生化	住民団体	緑化資材費・施工費 (資材費の1/4まで)	10/10	100㎡ (30㎡)	375万円
	個人・法人等	緑化資材費・施工費	1/2	100㎡ (30㎡)	250万円
屋上緑化・ 壁面緑化	住民団体 個人・法人等	緑化資材費・施工費	1/2	100㎡ (30㎡)	250万円 又は75万円
都心緑化	協議会	緑化資材費・施工費	1/2	1,000㎡	2,500万円

② 活力あるまちづくりに向けた県立都市公園の利活用の取組（1,892,000千円）

ア 老朽化した施設の計画的な改修（1,183,000千円）

子育て世代や高齢者をはじめ、すべての来園者がより安心して利用できるように、老朽化したトイレや遊具等の改修を優先的に進めるとともに、それ以外の老朽化した施設についても、「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画（令和元～令和10年）」に基づいて改修を実施

- 事業内容
 - ・播磨中央公園（トイレ棟更新など）ほか12公園

イ 都市公園リノベーションの推進（359,000千円）

自然環境・歴史文化など多様な資源を活かし、地域ニーズに対応した公園づくりを推進するため、令和2年度に策定する「リノベーション計画」に基づき、施設の更新や機能強化等を実施

- 事業内容
 - ・播磨中央公園（園路整備）
 - ・赤穂海浜公園（民間活力を導入したグランピング施設整備）等

ウ 有馬富士公園における「地球アトリエ」構想の推進（348,000千円）

世界的に著名な造形作家である新宮晋氏が提唱する「地球アトリエ」構想を踏まえ、来園者が五感を使って、自然や芸術に触れ、楽しめる体験型施設の整備を推進

- 事業内容
 - ・整備箇所 有馬富士公園の休養ゾーン
 - ・実施内容 造成及び建築の基本・実施設計、工事着手

エ 明石城 櫓・石垣ライトアッププロジェクト（2,000千円）

国指定重要文化財である明石城の櫓や石垣などを明石城のシンボルとしてPRしていくため、「ふるさとひょうご寄附金」を活用し、夜の明石城の魅力アップを図る櫓・石垣のライトアップを実施

- 事業内容
 - ・櫓・石垣のライトアップ用LED照明の設置



（参考：ライトアップイメージ）

③ 北淡路花緑ネットワークの推進（1,370千円）

北淡路に立地する花緑関連施設の連携を推進し、交流人口の拡大を図る

- 北淡路花緑ネットワーク会議の開催等（179千円）
 - ・ ゲストスピーカー招聘による勉強会の開催
 - ・ 花緑施設の共同PR
- フラワーリングバスの運行（1,191千円）
 - ・ 期間限定で各施設を巡るネットワークバスを運行
〔運行内容 春・秋の休日、18便/日程度〕

④ 淡路景観園芸学校新展開の実施（2,036千円）

他大学との差別化や学校の魅力向上を図るため、新展開として海外大学等との交流による国際化を推進

- 海外大学等との学術交流
 - ・ 国立台湾大学との共同フィールドトリップ
- 国際セミナーの実施
 - ・ 回数 2回
 - ・ 内容 世界の先端知識を学ぶ一般公開セミナーを実施

⑤ 太陽光発電施設等の設置の適正化

太陽光発電施設や風力発電施設等と地域環境との調和を図り、良好な環境や安全な県民生活を確保するため、太陽光発電施設の設置等に関する基準や事業計画の近隣関係者への説明などの手続を定めた「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」に基づき太陽光発電施設等の適正な設置を誘導

4 自立と連携（34百万円）

（1）交流と連携によるまちづくり（14百万円）

① 郊外型住宅団地再生先導的支援事業の実施（7,654千円）

急激な人口減少・高齢化による地域活力の低下、空き家・空き地の増加等が懸念されている郊外型住宅団地において、再生に向けた取組を普及・啓発するとともに、地域や市町が実施する再生に向けた取組を支援

[対象地域]

政令市及び中核市を除く区域で、人口減少や高齢化が進展しているオールドニュータウンを原則とする

ア 普及啓発及び再生計画策定等への支援（2,628千円）

- コーディネーター派遣事業（地域への専門家派遣）
 - ・派遣人数 2人/地区
- 再生計画策定等支援事業
 - ・対象経費 再生計画策定等に必要なコンサルタント委託経費
 - ・対象限度額 2,000千円
 - ・負担割合 県1/2、市町1/2（最長3年間）

イ 転入者住宅改修工事利子補給事業（75千円）

団地転入者が、既存住宅を取得して改修する際に利用するローンへの利子補給

対 象 者	団地内の既存住宅を取得し転入する者
対 象 工 事	耐震性がある住宅において実施する改修工事 ※業者による改修済の住宅を購入する場合は、改修工事費相当分
利子補給対象 融資限度額	10,000千円
利子補給率 (補助額)	0.5%（最大50千円/年）（県25千円/年、市町25千円/年）
利子補給期間	3年

ウ 若年・子育て向け賃貸住宅供給支援事業（3,201千円）

事業者等が空き家等を買取り、又は借り上げ、新婚・子育て世帯、学生・若年者向けの賃貸住宅とする場合に改修費及び買取費を補助

区分	改修費	買取費
対 象 者	新婚・子育て世帯、学生・若年者向け賃貸住宅を供給する事業者等	
補 助 対 象	劣化部分の改修工事及び子育てのために必要な改修工事	住宅の買取に係る費用 (土地代は除く)
補 助 基 本 額	2,700千円	13,320千円
負 担 割 合	【 県 】 1/4 (675千円) 【 市町 】 1/4 (675千円) 【 事業者等 】 1/2 (1,350千円)	【 県 】 1/34 (392千円) 【 市町 】 1/34 (392千円) 【 事業者等 】 16/17 (12,536千円)

エ 高齢者住み替え支援事業（1,500千円）

高齢者が、現に居住している住宅を若年世帯等に賃貸する場合に改修費を補助

対 象 者	現に居住している自宅を賃貸する高齢者
補 助 対 象	・延べ面積が概ね 100 m ² 以上の一戸建て住宅 ・劣化部分の改修工事等の賃貸化に必要な工事
補助基本額	3,000 千円
負 担 割 合	県：1/6 (500 千円)、市町：1/6 (500 千円)、民間：2/3 (2,000 千円)

オ 域学連携促進事業（250千円）

大学や高校等が住民と連携して、一定期間団地内において、再生方策の提案や地域活動をする場合にその経費の一部を補助

対 象 者	地域活動を実施する大学（研究室含む）及び高校等
補 助 対 象	大学等が住民と連携し、一定期間、地域活動を実施するために必要な経費（活動拠点の賃料等）
補助基本額	500 千円 ※最長2年間
負 担 割 合	県：1/2 (250 千円)、市町：1/2 (250 千円)

② オールドニュータウン再生モデル事業（明舞団地）の実施（6,229千円）

地域主体のオールドニュータウン再生のモデルとして、明舞団地において、住民組織等による地域の自主運営に向けた取組を支援

ア ヒト・モノ・サービス循環システム支援事業（366千円）

住み替え相談窓口の運営支援

イ 地域の魅力創出支援事業（818千円）

明舞団地魅力創出事業、世代間交流創出イベントの開催、学生シェアハウスの公募

ウ 明舞団地における再生の促進（212千円）

明舞まちづくり委員会の運営

エ サブセンター等空き区画活用事業（4,500千円）

兵庫県住宅供給公社が所有するサブセンター等の空き区画を活用し、新規出店・開業等をする者を、公社とともに支援。

補助対象者	開業希望者
補助期間	3年
対象経費	店舗賃借料、内装工事費、ファサード整備費等
補助率	2/3（県1/3、公社1/3）
補助限度額	3,000 千円（1年目）（うち県費 1,500 千円） 1,000 千円（2年目）（うち県費 500 千円） 1,000 千円（3年目）（うち県費 500 千円）

オ 分譲マンション再生支援事業（333千円）

令和2年度に作成する分譲マンション再生モデルのガイドブックをもとに配布用パンフレットを作成し、県内の郊外型住宅団地の分譲マンションに向けた普及啓発を実施。

(2) 地域の自立に向けたまちづくりへの支援（20百万円）

① 人間サイズのまちづくり賞の実施（164千円）

まちづくりに対する県民意識の高揚、普及啓発を図るため、安全・安心・魅力あるまちづくりに寄与する優れたまちなみや建築物、顕著な功績のあった団体等を顕彰

② リノベーションまちづくりの推進（20,000千円）

市街地やニュータウンなどの活力低下への対策として、空き家や空き店舗に起業者を呼び込む「リノベーションスクール」を開催する市町等を支援

○対象事業

- ・リノベーションまちづくりの普及啓発講習会の開催
- ・起業希望者等が事業計画の立案を行う実践演習の開催
- ・計画の事業化に向けた起業希望者等の支援

○補助上限額 4,000千円（明舞団地：8,000千円）

○負担割合 県1/2、市町1/2（明舞団地：県10/10）

○実施箇所 4箇所（市町3箇所＋明舞団地）

[問合せ先] 県土整備部県土企画局総務課	078-362-9283
産業労働部産業振興局経営商業課	078-362-3326
企画県民部企画財政局総務課	078-362-3064
健康福祉部健康局医務課	078-362-3606
企業庁総務課	078-362-3676

令和3年度 まちづくり関連の主な施策体系		金額(百万円)
1 魅力と活力		7, 233
(1) 地域の活力を生み出すまちづくり		7, 018
(2) 地域の魅力を活用したまちづくり		215
2 安全・安心		10, 257
(1) 安全に暮らせるまちづくり		244
(2) 安心して暮らせるまちづくり		811
(3) 適切な県営住宅整備・管理の推進		9, 202
3 環境との共生		2, 535
(1) 自然環境と調和するまちづくり		2, 535
4 自立と連携		34
(1) 交流と連携によるまちづくり		14
(2) 地域の自立に向けたまちづくりへの支援		20
合 計		20, 059

※ 上記金額には、県営住宅事業特別会計の建設費、再掲等を含む。